2026 年 11 月 26 日

各　位

会社名　株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅ
（証券コード：4069　東証グロース市場）
代表者　代表取締役社長　芦谷　乾太郎
問合せ先　財務本部長　岩川　隆幸
TEL　03-6712-8196（代表）

臨時株主総会の招集及び付議議案（定款一部変更並びに取締役選任）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集及び付議議案を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本臨時株主総会では、2026 年 6 月 26 日開催の第 20 期定時株主総会でご承認いただいた商号及び事業目的の変更を、改めてお諮りいたします。持株会社体制への移行に伴う会社分割（吸収分割。以下「本件吸収分割」といいます。）の効力発生日の延期により、当該変更が効力を生じないこととなったためです。併せて、取締役会の招集権者及び議長に関する定款の変更並びに取締役 5 名の選任についてお諮りいたします。

記

１．本臨時株主総会の日時、場所及び基準日

（１）日時　　2026 年 12 月 24 日（木曜日）午前 10 時
（２）場所　　東京都千代田区神田錦町三丁目 20 番地　錦町トラッドスクエア　10F
　　株式会社 BlueMeme　東京本社　会議室「Gaudi」
（３）基準日　2026 年 10 月 31 日（土曜日）

２．本臨時株主総会の付議議案

決議事項
第 1 号議案　定款一部変更の件
第 2 号議案　監査等委員でない取締役 2 名選任の件
第 3 号議案　監査等委員である取締役 3 名選任の件

第 2 号議案及び第 3 号議案の候補者につきましては、本日付「取締役候補者の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

３．商号の変更

（１）新商号　　株式会社 BlueMeme Group（現商号：株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅ）
（２）英文表記　BlueMeme Group Inc.（現英文表記：BlueMeme Inc.）

（３）変更の理由　2026 年 5 月 29 日付「持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び定款の一部変更（商号及び事業目的の一部変更）に関するお知らせ」にて公表いたしました本件吸収分割による持株会社体制への移行に伴うものです。

（４）変更予定日　2027 年 1 月 1 日（本件吸収分割の効力発生日）

商号の変更は、本臨時株主総会において第 1 号議案が原案どおり承認可決されること及び本件吸収分割の効力が生じることを条件とします。

４．定款の一部変更の理由

（１）商号及び事業目的の変更を改めてお諮りする理由

①　第 20 期定時株主総会における決議の内容

当社は、2026 年 6 月 26 日開催の第 20 期定時株主総会において、当社の完全子会社である株式会社ローコード（以下「承継会社」といいます。）との吸収分割契約（効力発生日：2026 年 10 月 1 日）をご承認いただきました。同総会では、商号及び事業目的に係る定款の一部変更も併せてご承認いただきました。この定款の変更は、定款附則第 2 条により、本件吸収分割の効力が生じることを条件として、2026 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとしておりました。

②　本件吸収分割の効力発生日の変更の経緯

当社は、2026 年 9 月 15 日開催の取締役会において、本件吸収分割の効力発生日を 2027 年 1 月 1 日に変更することを決議いたしました（同日付「会社分割（吸収分割）の効力発生日の変更に関するお知らせ」にて公表）。これは、ガバナンス体制の整備を進めるとともに、承継対象事業の移行に十分な準備期間を確保するためです。この変更により、当社の商号及び事業目的は、現在も変更前のままです。

③　今回の定款附則の変更が必要となった理由

定款附則第 2 条は効力発生日を「2026 年 10 月 1 日」と日付で定めていたため、同日の経過により、商号及び事業目的の変更は効力を生じないこととなりました。本件吸収分割の効力発生日は承継会社との合意で変更できますが、商号及び事業目的を改めて変更するには、株主総会の特別決議が必要です。

そこで、第 20 期定時株主総会でご承認いただいたものと同一の内容で、商号及び事業目的の変更を改めてお諮りいたします。併せて、本件吸収分割の効力が生じることを条件として、これらの変更が本件吸収分割の効力発生日に効力を生じるよう、定款附則第 2 条の変更をお諮りいたします。吸収分割契約は、今回の付議議案には含まれません。

なお、2026 年 5 月 29 日付「持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び定款の一部変更（商号及び事業目的の一部変更）に関するお知らせ」にて、商号及び事業目的の変更の効力発生日を 2026 年 10 月 1 日（予定）と公表いたしましたが、上記のとおり、当該変更は同日に効力を生じておりません。今回改めてお諮りする商号及び事業目的の変更は、本臨時株主総会において第 1 号議案が原案どおり承認可決され、かつ本件吸収分割の効力が生じた場合には、本件吸収分割の効力発生日（2027 年 1 月 1 日）をもって効力を生じる予定です。

（２）取締役会の招集権者及び議長に関する規定を変更する理由

当社は、2026 年 9 月 30 日付「特別調査委員会の調査結果を受けた再発防止策の策定に関するお知らせ」に記載のとおり、再発防止策の一つとして取締役会議長の社外化を掲げております。これを実施するため、現行定款第 22 条を変更し、取締役社長に限らず、取締役会があらかじめ定める取締役が取締役会を招集し、議長となることができるようにいたします。併せて、当該取締役が欠けたとき又は事故があるときの取扱いを第 2 項に定めます。

５．定款の一部変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
第１章　総則 （商号） 第１条　当会社は、株式会社 BlueMeme と称し、英文では BlueMeme Inc.と表記する。	第１章　総則 （商号） 第１条　当会社は、株式会社 BlueMeme Group と称し、英文では BlueMeme Group Inc.と表記する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （（１）～（10）条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むこと及び次の各号に掲げる事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 （（１）～（10）現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会 （取締役会の招集権者及び議長） 第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。	第４章　取締役及び取締役会 （取締役会の招集権者及び議長） 第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定める取締役が招集し、議長となる。 ２　前項に定める取締役が欠けたとき又は当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

現行定款	変更案
附則 第２条　定款第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、第 20 期定時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び同吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、2026 年 10 月 1 日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、前記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。	附則 第２条　定款第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、第 20 期定時株主総会において承認可決された 2026 年 5 月 29 日付吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）の効力が生じることを条件として、本件吸収分割の効力発生日をもって効力が生じるものとする。 ２　本件吸収分割が中止、失効した場合、又は本件吸収分割契約が解除された場合には、前項による定款変更は生じないものとする。 ３　本条は、本件吸収分割の効力発生日又は本件吸収分割が効力を生じないことが確定した日をもって削除する。

６．日程

項目	日付
本臨時株主総会開催日	2026 年 12 月 24 日（木曜日・予定）
定款第 22 条及び附則第２条の変更の効力発生日	2026 年 12 月 24 日（木曜日・予定）
商号及び事業目的の変更の効力発生日	2027 年 1 月 1 日（金曜日・予定）

７．今後の見通し

持株会社体制への移行に関する当社の方針に変更はありません。第 1 号議案が承認可決された場合には、本件吸収分割の効力発生日が今後変更されたときも、商号及び事業目的の変更は、変更後の効力発生日に効力を生じます。また、承継会社は、当社の商号変更日に合わせて、商号を「株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅ」に変更する予定です。

本臨時株主総会の各議案が当社の連結業績及び個別業績に与える影響は軽微です。第 1 号議案が承認可決されなかった場合の対応につきましては、決定次第お知らせいたします。

株主の皆様に再度ご判断をお願いすることとなり、株主及び投資家の皆様にご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

以　上